広島県水道広域連合企業団管理規程第68号

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和５年７月 24 日

広島県水道広域連合企業団企業長　湯　﨑　英　彦

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団会計規程（令和５年広島県水道広域連合企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（前渡資金等の支払） 第36条　（略） ２　（略） ３　資金前渡を受けた職員は、債権者との間で口座引落の方法による支払を行う旨の取決めを行ったときは、支払債務が確定していること及び支払の相手方が正当な債権者であることを確認したうえで、口座引落の方法により支払うことができる。なお、口座引落の方法により支払をした場合においては、記帳された当該口座の通帳の写しをもって、領収証書に代えることができる。 ４　（略）	（前渡資金等の支払） 第36条　（略） ２　（略） ３　（略）
（前渡資金等の精算） 第 37 条　（略） ⑴　（略） ⑵　（略） ⑶　資金前渡を受けた職員が管理する金融機関の預金口座からの口座引落による支払　翌月の初日から起算して10開庁日以内	（前渡資金等の精算） 第 37 条　（略） ⑴　（略） ⑵　（略）

附　則

この規程は、令和５年７月25日から施行する。